

## 京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』第十六 翻刻・校注：「月令」（二）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 深澤, 瞳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/959">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/959</a>

京都大学人文科学研究所蔵

## 『天地瑞祥志』第十六翻刻・校注 — 「月令」(二)

深澤 瞳

はじめに

『天地瑞祥志』は、唐の薩守真(異説あり)という人物によって編纂された天文類書である。これまではさほど注目されてこなかった書物であったが、二〇一一年秋より、数名の有志により天地瑞祥志研究会(代表・水口幹記氏)が立ち上げられ、輪読会を行ってきた。

この研究会での成果は、水口幹記氏・田中良明氏によって第一の翻刻・校注が『藤女子大学国文学雑誌』九三号(二〇一五年)及び九四号(二〇一六年)に、佐野誠子氏・佐々木聡氏によって第十四の翻刻・校注が『名古屋大学中国語学文学論集』第二九輯(二〇一五年)等に発表されている。本稿はこれらに続く研究会の成果報告である。なお、『天地瑞祥志』に関しては、前掲『藤女子大学国文学雑誌』九三号に収録されている水口幹記氏による「序」を参照されたい。

さて、『天地瑞祥志』第十六には、「月令」「五行」「木」「火」

「土」「金」「水」の項目が立てられており、また「水」には「醴泉」「井」が付されている。本稿ではこのうち、「月令」の翻刻・校注を収録する。なお、分量的な事情により、全体を適宜分割し、(一)には「一月・二月・三月」(『武蔵野大学日本文学研究所紀要』第六号、二〇一八年二月)、(二)には「四月・五月・六月」(本稿)、(三)には「七月・八月・九月」(大妻女子大学『大妻国文』五〇号、二〇一九年三月刊行予定)、というように掲載していくことにした。

この第十六「月令」の翻刻と校注は深澤瞳が担当したが、この成果は決して一人だけの手になるものではなく、研究会の参加者による意見の集約であることを付言しておく。

『天地瑞祥志』翻刻・校注凡例

原文

一、底本には京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』を用

いる。

一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を図り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に01、02、……と番号を付して①に記した。

一、底本は鈔本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適宜楷書化し、通行の字体に改めた。

一、底本の双行注（割り注）は山括弧◇に入れて示し、欠字は□で示している。

一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊經閣文庫所蔵『天地瑞祥志』（以下「尊經閣本」と略す）と異なる際には、①の本文の右旁に「二」「二」……と付し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字体が異なる文字をすべて挙げることは繁雑の難があるため、鈔本に類見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能な文字は、これを略して載せていない。（尊經閣本との校合は、尊經閣において当該書を実見し、紙焼きを購入している『天地瑞祥志』研究会代表の水口幹記が行った。）

## 校訂

一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と「日」、「弓」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だしく相異なる場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字を丸括弧○に入れて示し、脱字・誤字が有ると認めた場合は、適宜文字を挿入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊經閣本を根拠とした箇所には白丸○を、他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入れと他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか付していない。

一、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項が有れば②の文末に注記した。

## 訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

## 注釈

一、関連資料は③の右傍に（一）（二）……と付し、④に提示した。

一、④には、関連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥志』本文と対応する箇所を傍線を付している。また、引用箇所注釈が付いている場合、本文中に（一）（二）の番号を付して、本文の後に併記した。なお、引用文が長大に渉る際には、本文・注釈とともに『天地瑞祥志』本文と関連しない箇所を省略した。

一、②で四角□を付して誤字・衍字・脱字を示した際に根拠となった文字については、④の当該文字を□で囲み示した。

一、『天地瑞祥志』本文中の「守曰」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守真」であることは逐一注記しない。

※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピュータ処理の可能な限り努めたが、最終的な判断は担当者に任じた。また、『天地瑞祥志』本文の体裁が各巻によって異なるため、各巻の注釈の体裁も、各担当者に一任している。

### 翻刻・校注

◎月令：「月令」では、一年一二月カ月における政令を、自然界の推移に対応させて述べている。本文は「礼記月令云」と始まるように、『礼記』「月令」の本文を再構成した形となっている。ただし、『礼記』「月令」の冒頭にあるような天文・暦に関する記述は引用されていない。割注は、『礼記』の鄭氏注とほとんど同じである。

なお、『礼記』の本文引用・訓読にあたっては、竹内照夫『礼記』（新釈漢文大系、明治書院）、市原亨吉・鈴木隆一・今井清『礼記』（全釈漢文大系、集英社）などを参照していることをはじめにお断りしておく。その他の資料は適宜表示した。

また、ここに至って、『禮記 二〇卷』（古逸文叢書、慶長・元和年間〈一五九六・一六二三〉）国立国会図書館蔵：請求記号WAn236(0)という文献を知った。そこで、試験的に05の「四月」内の割注をこの文献に拠ってみた。引用の際は③にA、B、C……の記号

を付して、④に「国会本」として載せた。ただ、注釈としてはやはり煩雑になるので、06以降は従来の形に戻すことにした。今後継続するかは検討中である。

くり返しになるが、本稿では、『天地瑞祥志』巻十六「月令」中の、「四月」から「六月」について検討する。また、①②③中の「へ」は、割注であることを示している。なお、前稿からの続きなので、通し番号は「05」から始まる。

### 05

① 四月命樂師習合禮樂（為將飲酣〔一〕耐）遂賢良舉長太（助長氣也遂進也）行爵出祿必當其位無有懷〔二〕墮無起土功無發大衆無伐大樹巡行縣邑命農勉作無休于都鄙獸無害五鼓無大田獵也靡草死麥秋至斷薄刑決小罪出輕繫（蔡王經曰百穀各以其生為春成熟為秋故麥以夏為秋也鄭云靡草薺亭歷之屬之也）是月天子飲耐用禮樂（春酒至此始戍与群臣以礼樂飲之）孟夏行秋令則苦雨數來五穀不滋（申之氣乘之也苦雨白露之類也時物得而傷之也）四鄙入保（金氣為害也鄙界上邑也小城日保者也）行冬令則草木早枯（長日、役〔三〕也）後乃大水敗其城敦（亥之氣乘者也）行春令則蝗虫為災暴風來格（雷之氣乘也必以蝗虫為史〔四〕寅陽也有啓蟄之氣行於初暑則當蟄火〔五〕出矣格至之也）

〔一〕「酣」…尊「耐」※「尊」は尊経閣蔵『天地瑞祥志』

の略号として用いる。以下同じ。

〔二〕「懷」…尊「壞」

〔三〕「役」…尊「役」  
〔四〕「史」…尊「災」  
〔五〕「火」…尊「大」

05 ②

四月、命樂師、習合禮樂（爲將飲酎也）。遂賢良、舉長大（助長氣也、遂進也）。行爵出祿。必當其位。無有壞墮、無起土功、無發大衆、無伐大樹。

巡行縣邑、命農勉作、無休于都。驅獸無害五穀、無大田獵也。靡草死、麥秋至。斷薄刑、決小罪、出輕繫（蔡王經曰、百穀各以其生爲春、成熟爲秋、故麥以夏爲秋也。鄭云、靡草薺亭歷之屬之也）。是月、天子飲酎。用禮樂（春酒至此始成、与群臣以礼樂飲之）。

孟夏行秋令、則苦雨數來。五穀不滋（申之氣乘之也、苦雨白露之類也、時物得雨傷之也）。四鄙入保（金氣爲害也、鄙界上邑也、小城曰保者也）。

行冬令、則草木早枯（長日、促也）、後乃大水、敗其城郭（亥之氣乘者也）。

行春令、則蝗虫爲災、暴風來格（寅之氣乘也。必以蝗虫爲災。寅陽也。有啓蟄之氣。行於初暑。則當蟄大出矣。格至之也）。

05 ③

四月、樂師に命じて、禮樂を合はすることを習はしむ（A將に酎を飲まんと爲すなり）。賢良を遂め、長大を舉げ（B長

氣して助となるなり、遂は進なり）。爵を行ひ祿を出だす。必ず其の位に當つ。壞墮すること有るは無く、土功を起こすこと無く、大衆を發すること無く、大樹を伐すること無し。

縣邑を巡行し、農に命じて作を勉めしめ、都に休することなからしむ。獸を驅りて五穀を害すること無く、大いに田獵すること無きなり。

靡草死し、麥秋至る。薄刑を斷じ、小罪を決し、輕繫を出す（C蔡王經に曰はく、百穀各其の生するを以て春と爲し、成熟するを秋と爲す。故に麥は夏を以て秋と爲すなり。D鄭云はく、靡草は薺・亭歷の屬之なり）。是月、天子酎を飲む。禮樂を用ふ（E春酒此に至りて始めて成る。群臣と礼樂を以て之を飲む）。

孟夏秋令を行はば、則ち苦雨數は來たる。五穀滋からず（F申の氣之を乗ぐなり。苦雨は白露の類なり。時物雨を得て傷ふこと之なり）。四鄙保に入る（G金氣害を爲すなり。鄙は界上の邑なり。小城は保と曰ふものなり）。

冬令を行はば、則ち草木早く枯れ（H長日、促る）、後乃ち大水ありて、其の城郭を敗る（I亥の氣乗ぐものなり）。

春令を行はば、則ち蝗虫災と爲し、暴風來たり格る（J寅の氣乗ぐなり。必ず蝗虫を以て災と爲す。寅は陽なり。啓蟄の氣有り。初暑に行はば、則ち蟄に當たりて大いに出づるなり。格は至之なり）。

05 ④

◎『礼記』月令

是月也、以立夏、先立夏三日、太史謂之天子曰、某日立夏、盛德在火。天子乃齊。立夏之日、天子親帥三公·九卿·大夫、以迎夏於南郊、還反行賞、封諸侯。慶賜遂行、無不欣說。乃命樂師、習合禮樂。命大尉、贊桀俊、遂賢良、拳長天、行爵出祿、必當其位。

是月也、繼長增高。母有壞墮、母起土功、母發大衆、母伐大樹。

是月也、天子始絺。命野虞、出行田原、爲天子勞農勸民、母或失時、命司徒、循行縣鄙、命農勉作、母休于都。

是月也、馭獸母害五穀、母大田獵。農乃登麥。天子乃以彘嘗麥、先薦寢廟。

是月也、聚畜百葉。靡草死、麥秋至。繼薄刑、決小罪、出輕繫。蠶事畢、后妃獻繭。乃收繭稅、以桑爲均。貴賤長幼如一。以給郊廟之服。

是月也、天子飲酎。用禮樂。

孟夏行秋令、則苦雨數來、五穀不滋、四鄙入保。行冬令、則草木蚤枯、後乃大水、敗其城郭。

行春令、則蝗虫爲災、暴風來格、秀草不實。

◎鄭玄注（国会本）

A 爲將飲酎。

B 助長氣也。遂猶進也。

D 舊說云、靡草齋亭歷之屬也

E 春酒至此始成、與羣臣以禮樂飲之於朝

F 申之氣乘之也、苦雨白露之類、時物得雨傷

G 金氣爲害也、鄙界邑、小城曰保

H 長日、促

I 亥之氣乘之也

J 寅之氣乘之也、必以蝗蟲爲災、寅陽也、有啓蟄之氣、行於初暑、則當蟄者大出矣、格至也。

◎『太平御覽』（卷二十一）

C 蔡邕月令章句曰、百穀各以其初生爲春、熟爲秋、故麥以孟夏爲秋

06 ①

五月是月命樂師脩鞀鼓琴瑟笙（爲將零習樂也）以黍桃先薦寢廟無刈藍以染（爲傷長氣也此時藍始可刈也）無燒灰無暴布遊牝別群則執騰駒（爲其牡氣、有餘相蹄使孕任欲止也）是月君子齊戒處必掩身元（躁掩猶德也躁動也今月欲靜之也）止聲色母式（進也）聲樂也進謂紙見也（可以高明可以遠望可以升山陵可以處臺榭（順陽在上也）仲夏行冬令則電陳傷眊（子之氣乘也陽爲雨爲隆（起脅之凝爲雷）道路不通暴兵來至（盜賊攻劫之電之類）

行春令則五眊晚熟（卯之氣乘也生日長之也）百騰時起其國乃飢（騰蝗之屬言百者明衆類並爲害也）行秋令則草木零（酉之氣也八月宿直昂畢爲天獄主殺之是也）果實早成（生日短也）民殃於疫（大凌之氣來爲害也）

〔六〕「元」…尊「無」  
〔七〕「式」…尊「或」  
〔八〕「隆」…尊「陰」

06 ②

五月是月、命樂師、脩鞀鼓、琴瑟笙篳（爲將季習樂也）。  
以黍桃、先薦寢席。無刈藍以染（爲傷長氣也。此時藍始可別也）。無燒灰、無暴布。遊牝別群、則執騰駒（爲其壯氣有餘相蹄。使孕任欲止也）。

是月、君子齋戒、處必掩身。無躁（掩猶德也。躁動也。今月欲靜、之也）。止聲色、毋或進也（聲樂也。進謂御見也）。可以高明、可以遠望、可以升山陵、可以處臺榭（順陽在上也）。仲夏行冬令、則雹凍傷毗（子之氣乘也。陽爲雨。爲陰起脅之、凝爲雹）。道路不通、暴兵來至（盜賊攻劫之。雹之類）。

行春令、則五眊晚熟（卯之氣乘也。生日長、之也）。百騰時起、其國乃飢（騰蝗之屬。言百者明衆類並爲害也）。

行秋令、則草木零（酉之氣乘也。八月宿直昴畢。爲天獄。主殺、之是也）。果實早成（生日短也）。民殃於疫（大凌之氣、來爲害也）。

06 ③

五月是の月、樂師に命じて、鞀鼓、琴瑟笙篳を脩む（將に零せんとするが爲に樂を習ふなり）。

黍桃を以て、先づ寢席に薦む。藍を刈りて以て染むること無

く（長ずる氣を傷ふが爲なり。此時藍始めて別かつべきなり）。灰を焼くこと無く、布を暴すこと無からしむ。遊牝群を別かてば、則ち騰駒を執らふ（其の壯氣余り有りて相蹄するが爲なり。孕任の欲をして止むるなり）。

是月、君子齋戒して、處るときは必ず身を掩す。躁しきこと無し（掩は猶ほ徳のごときなり。躁は動なり。今の月（令）は「静かならんと欲す」、之なり）。聲色を止め、進むること或ることなきなり（聲は樂なり。進は御見を謂うなり）。以て高明すべし、以て遠望すべし、以て山陵に升るべし、以て臺榭に處るべし（陽上に在るに順ふなり）。

仲夏に冬令を行はば、則ち雹凍りて毗を傷つく（子の氣乗ぐなり。陽雨を爲す。陰起りて之を脅かさんが爲、凝りて雹と爲る）。道路通せず、暴兵来たり至る（盜賊之を攻め劫す。雹の類なり）。

春令を行はば、則ち五眊晚く熟す（卯の氣乗ぐなり。生つ日長し、之なり）。百騰時に起り、其の國乃ち飢う（騰は蝗の屬なり。百と言うは、衆類並びに害を爲すを明らかにするなり）。

秋令を行はば、則ち草木零し（酉の氣乗ぐなり。八月宿は昴畢に直る。天獄と爲す。殺を主る、之是なり）。果實早く成る（生つ日短きなり）。民疫に殃す（大凌の氣、来たりて害を爲すなり）。



## ◎『礼記』月令

· 是月也，命樂師，脩鞀鞀鼓，均琴瑟管簫，執干戚戈羽，調笙篳簧，飭鐘磬祝敔（爲將大雩帝習樂也。脩均執調飭者，治其器物習其事之言。）

· 農乃登黍。（登進也。）是月也，天子乃以雛嘗黍，羞以含桃，先薦寢廟。（此嘗雛也。而云以嘗黍，必以黍者，黍火穀，氣之主也。含桃櫻桃也。）令民毋刈藍以染，（爲傷長氣也。此月藍始可刈。夏小正曰，五月啓灌藍蓼。）毋燒灰。（爲傷火氣也。火之氣於是爲盛。火之滅者爲灰。）毋暴布，（不以陰功干大陽之事。）

門閭毋閉，關市毋索，（順陽敷縱，不難物。）挺重囚，益其食。（挺猶寬也。）游牝別羣，（孕妊之欲止也。）

則繫騰駒，（爲其壯氣有余，相蹄鬻也。）班馬政。（馬政謂養馬之政教也。瘦人職曰，掌十有二閑之政教，以阜馬佚特，教駢攻駒。此之謂也。）

· 是月也，日長至，陰陽爭，死生分。（爭者陽方盛，陰欲起也。分猶半也。）君子齋戒，處必掩身，毋躁，（掩猶隱翳也。躁猶動也。今月令毋躁爲欲靜。）止聲色，毋或進，（進猶御見也。聲謂樂也。易及樂春秋說，夏至人主與羣臣，從八能之士，作樂五日。今止之。非其道也。）

· 是月也，毋用火南方，（陽氣盛，又用火於其方，害微陰也。）可以居高明，可以遠眺望，可以升山陵，可以處臺榭。（順陽在上也。高明謂樓觀也。闕者謂之臺。有木者謂之榭。）

· 仲夏行冬令，則雹凍傷穀，（子之氣乘之也。陽爲雨。陰起脅之。凝爲雹。）道路不通，暴兵來至。（盜賊攻劫，亦雹之類。）

· 行春令，則五穀晚熟，（卯之氣乘之也。生日長。）百騰時起，其國乃飢。（騰蝗之屬。言百者，明衆類並爲害。）

· 行秋令，則草木零落，（酉之氣乘之也。八月宿直昂畢。爲天獄。主殺。）果實早成，（生日短。）民殃於疫。（大陵之氣來爲害也。）

07  
①

六月無斬伐樹木（爲其未有堅力之也）不可以興土功不可以合諸侯不可以起兵動衆也（土將用事欲靜之也）無舉大事以搖養氣無發令而侍以妨神農之事（土神稱曰神農）季夏行春令則穀實斛落國多風歎（辰之垂氣也未屬巽也辰又在巽住二氣相亂爲害）民乃遷徙（象風轉移物也）行秋令則兵隰水潦（戌之氣乘也九月宿直奎之為溝潦与此日大雨等而高下皆水之也）禾稼不熟（傷於冰也）乃多女災（含任類敗也）行冬令則風寒不時（丑之氣乘者也）鷹鴇蚤只（得失疾屬（氣）四鄙入保（象鳥爵之起沈也都邑之城曰保者也）

〔八〕「厲」：尊「厲」

07  
②

六月，無斬伐樹木。（爲其未有堅筑，之也。）不可以興土功。不可以合諸侯。不可以起兵動衆也。（土將用事。欲靜，之也。）



無舉大事、以搖養氣。無發令而待、以妨神農之事（土神稱、曰神農）。

季夏行春令、則穀實鮮落、國多風歎。（辰之氣乗也。未屬巽也。辰又在巽位。二氣相亂爲害）、民乃遷徙。（象風轉移物也）。

行秋令、則丘隰水潦。（戌之氣乗也。九月宿直奎之爲、溝瀆与此月大雨等而下皆水之也）。禾稼不熟（傷於水也）。乃多女災（含任類、敗也）。

行冬令、則風寒不時。（丑之氣乗者也）。鷹隼蚤鷺（得失）疾厲氣。四鄙入保。（象鳥雀之起竄也。都邑之城曰保者也）。

07③

六月、樹木を斬伐すること無かれ。（其の未だ堅筑なること有らざるが爲、之なり）。以て土功を興すべからず。以て諸侯を合はすべからず。以て兵を起し衆を動かすべからざるなり（土將に事を用いんとす。静かなるを欲する、之なり）。大事を擧げて、以て養氣を搖すこと無かれ。令を發して待ち、以て神農の事を妨ること無かれ。（土神稱して、神農と曰ふ）。

季夏に春令を行はば、則ち穀実鮮やかに落ち、国風歎多し。（辰の氣乗くなり。未は巽に属するなり。辰又巽位に在り。二氣相亂れて害を爲す）。民乃ち遷徙す。（風の物を轉移するに象るなり）。

秋令を行はば、則ち丘隰水潦あり。（戌の氣乗くなり。九月宿は奎に直るの爲、溝瀆と此月の大雨と等しくして高下に皆水

あるなり）。禾稼熟さず。（水に傷つくるなり）。乃ち女災多し。（含任の類、敗るるなり）。

冬令を行はば、則ち風寒時ならず。（丑の氣乗ぐものなり）。鷹隼蚤く只す。（疾厲の氣を得たり）。四鄙保に入る。（鳥雀の起竄なり。都邑の城を保と曰ふものなり）。

07④

◎『礼記』月令

・是月也、樹木方盛。乃命虞人、入山行木、毋有斬伐。（爲其未堅筑也）。不可以興土功。不可以合諸侯。不可以起兵動衆（土將用事。氣欲静）。毋舉大事以搖養氣。（大事興繇役以有爲）。毋發令而待以妨神農之事也。（發令而待、謂出繇役之令、以預驚民也。民驚則心動。是害土神之氣。土神稱曰神農者、以其主於稼穡）。

・季夏行春令、則穀実鮮落、國多風歎、（辰之氣乗之也。未属巽。辰又在巽位。二氣相亂爲害）。民乃遷徙（象風轉移物也）。

・行秋令、則丘隰水潦。（戌之氣乗之也。九月宿直奎。奎爲溝瀆。溝瀆與此月大雨并、而高下皆水）。禾稼不熟。（傷於水也）。乃多女災。（含任之類敗也）。

・行冬令、則風寒不時、（丑之氣乗之也）。鷹隼蚤鷺、（得疾厲之氣也）、四鄙入保（象鳥雀之走竄也。都邑之城曰保）。

——以上「六月」まで。以降は別稿に続きます。